

祝 全国大会出場

八中男子バスケットボール部



全国大会出場を決めた八中男子バスケットボール部(上写真)が、8月18日、市長に出場報告を行いました。清水市長は「全国大会はあこがれの場。出場の経験は今後、必ず役に立ちます。上位を目指してがんばってください」と激励しました。8月22日(金)から香川県で開催されている「平成26年度全国中学校体育大会 第44回全国中学校バスケットボール大会 in 香川」での活躍が期待されます。

立川市の子どもの活躍をお知らせください

市教育委員会は、スポーツや音楽、研究・発表活動といったさまざまな分野の全国・関東大会やコンクールで、優秀な成果

を挙げた立川市の子どもたちを「広報たちかわ」や市ホームページで紹介しています。

該当する活躍があると思われる場合には、大会の内容や成績を証明できるもの等をご用意の上、指導課までご連絡ください。自薦・他薦は問いません。ご連絡いただいた子どもたちの活躍は、11月ごろに「広報たちかわ」で紹介いたします。なお、内容が「立川市教育委員会表彰規程」に該当する場合には、市教育委員会から表彰される場合もあります。

▼対象者 市内に在住する小学生・中学生で、個人あるいは団体
▼対象期間 平成25年度後半(26年度に実施された大会等)における活躍
▼募集期限(1次募集) 9月30日(火)まで。その後も随時ご連絡ください。
問 指導課・内線 2486

民生委員・児童委員の委嘱

8月1日付で、新たに1人の方が厚生労働大臣から民生委員・児童委員に委嘱されました。

植益志保子 錦町

《敬称略》

困り事や悩み事などお気軽にご相談ください。お住まいの地区の担当は福祉総務課にお問い合わせください。

問 福祉総務課・内線 1492

国民年金保険料の後納制度

国民年金保険料は、納期限から2年を経過すると納付できなくなりますが、平成24年10月1日(27年9月30日の3年間に限り、過去の保険料を納めることができる「後納制度」があります。

過去10年以内の保険料を納めることで、将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげることが出来ます。ただし、老齢基礎年金を受給している方は、申し込みできません。

希望する方は、立川年金事務所に申し込みが必要です。申し込み後に審査を行います。なお、審査の結果、ご利用いただけない場合があります。

● 国民年金保険料専用ダイヤル
☎ 0570(011)050 または ☎ 03(6731)2015(△)

立川市見守りホットライン
心配なご近所さんに気付いたらご連絡を
☎ 0422(605)0024

国保・後期高齢者医療制度「限度額適用認定証」更新の申請を

入院する場合や高額な外来診療を受ける場合は、「限度額適用(標準負担額減額)認定証」を提示すると、医療機関の窓口で支払う金額が各世帯の1か月当たりの限度額までに抑えられたり、入院時の食事が減額(住民税非課税世帯のみ)されます。以前の限度額適用認定証は7月31日

で有効期限が切れています。8月1日から有効の認定証が必要な方は、8月中に被保険者証と印鑑を持って保険年金課(市役所1階)で申請してください。

●申請が必要な方

▽国民健康保険に加入していて、8月以降の使用を希望する方
▽後期高齢者医療制度に加入していて認定証をお持ちでない方のうち、住民税非課税世帯に属し、8月以降の使用を希望する方

●申請が不要な方

▽70歳以上で住民税課税世帯に属する方(国民健康保険高齢受給者証や後期高齢者医療被保険者証が限度額適用認定証と同等の効果を持ちます)
▽後期高齢者医療制度に加入している住民税非課税世帯

就職・退職時などは国保の加入・脱退の届け出を

の方で、すでに認定証をお持ちの方(7月中にご自宅へ郵送済み)
問 保険年金課医療給付係・内線 1402

●勤務先の健康保険に加入した方は、国民健康保険(国保)の被保険者証を使用できません。就職や退職に伴う国保の加入・脱退の際は、14日以内に以下のものを持って保険年金課(市役所1階)か窓口サービスセンター(女性総合センター1階)に届け出をお願いします。▼加入前の保険の資格喪失年月日が記載されている証明書、印鑑、運転免許証

●脱退の手続きが遅れると、いつまでも国民健康保険料がかかっています。また、うっかり国保の被保険者証を使って診療を受けてしまうと、国保から支払われた医療費を返還していただくこととなります。

問 保険年金課医療給付係・内線 1401

生ごみの水切りを

暑い時期の生ごみは水切りを行わないと、ひどい悪臭を発生してしまいます。ごみ出しの前にひと絞りをしましょう。



生ごみは約70%が水分といわれています。水切りとひと絞りが、燃やせるごみの減量にもつながります。ご協力をお願いします。

問 ごみ対策課 ☎ 31)5518

平成26年全国消費実態調査
8月下旬から調査員証を携帯した統計調査員が調査世帯を訪問します。ご理解、ご協力をお願いいたします。内容は下記の期間に家計簿などを記入いただくものです。回答は、調査票への記入のほか、オンラインでも可能です。
● 市内120世帯(うち単身世帯10世帯) 9月～11月(単身世帯は10月～11月)
問 総務課統計係 ☎ (528)4353